

**改正**

平成一五年 三月条例第一四号  
平成一八年 三月条例第二九号  
平成二〇年 三月条例第一四号  
平成二一年 三月三一日条例第一三号  
平成二一年 六月二五日条例第二四号  
平成二四年 三月三〇日条例第七号  
平成二五年一月二〇日条例第四二号  
平成二七年 三月二五日条例第七号  
平成二九年 三月二九日条例第一四号  
平成二九年一〇月三〇日条例第二七号  
平成三〇年 三月二八日条例第一八号  
平成三〇年 七月一〇日条例第三五号  
平成三一年 三月二九日条例第四号  
令和 二年 三月三〇日条例第一六号  
令和 三年 三月二五日条例第一二号

江戸川区介護保険条例

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 介護認定審査会（第二条—第三条）
- 第三章 保険料（第四条—第十四条）
- 第四章 雑則（第十五条）
- 第五章 罰則（第十六条—第二十条）

付則

**第一章 総則**

（目的）

**第一条** この条例は、介護保険について、法令に定めがあるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

## 第二章 介護認定審査会

(介護認定審査会の委員の定数)

**第二条** 江戸川区介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の委員の定数は、百五十人以内とする。

一部改正〔平成一五年条例一四号・二七年七号〕

(委員の任期)

**第二条の二** 認定審査会の委員の任期は、三年とする。

追加〔平成二九年条例一四号〕

(規則への委任)

**第三条** 法令及びこの条例に定めるもののほか、認定審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第三章 保険料

(保険料率等)

**第四条** 令和三年度から令和五年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。）第三十九条第一項第一号に掲げる者 三万五千四百円
- 二 令第三十九条第一項第二号に掲げる者 五万三千百円
- 三 令第三十九条第一項第三号に掲げる者 五万三千百円
- 四 令第三十九条第一項第四号に掲げる者 六万三千七百二十円
- 五 令第三十九条第一項第五号に掲げる者 七万八百円
- 六 次のいずれかに該当する者 八万四千九百六十円
  - イ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第二十二條の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。））が百二十万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者
  - ロ 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者（以下「要

保護者」という。)であって、その者が課される保険料額についてこの号に定める保険料の額を課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第三十九条第一項第一号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第八号ロ、第九号ロ、第十号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ、第十三号ロ、第十四号ロ又は第十五号ロに該当する者を除く。)

七 次のいずれかに該当する者 九万二千四十円

イ 合計所得金額が二百十万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号に定める保険料の額を課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第三十九条第一項第一号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第九号ロ、第十号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ、第十三号ロ、第十四号ロ又は第十五号ロに該当する者を除く。)

八 次のいずれかに該当する者 十万六千二百円

イ 合計所得金額が三百二十万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号に定める保険料の額を課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第三十九条第一項第一号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第十号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ、第十三号ロ、第十四号ロ又は第十五号ロに該当する者を除く。)

九 次のいずれかに該当する者 十二万三百六十円

イ 合計所得金額が四百万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号に定める保険料の額を課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第三十九条第一項第一号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ、第十三号ロ、第十四号ロ又は第十五号ロに該当する者を除く。)

十 次のいずれかに該当する者 十三万八千六十円

イ 合計所得金額が五百万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号に定める保険料の額を課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第三十九条第一項第一号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第十二号ロ、第十三号ロ、第十四号ロ又は第十五号ロに該当する者を除く。)

十一 次のいずれかに該当する者 十五万五千七百六十円

イ 合計所得金額が七百万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号に定める保険料の額を課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号ロ、第十三号ロ、第十四号ロ又は第十五号ロに該当する者を除く。）

十二 次のいずれかに該当する者 十七万三千四百六十円

イ 合計所得金額が九百万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号に定める保険料の額を課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号ロ、第十四号ロ又は第十五号ロに該当する者を除く。）

十三 次のいずれかに該当する者 十九万二千四百六十円

イ 合計所得金額が千二百万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号に定める保険料の額を課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号ロ又は第十五号ロに該当する者を除く。）

十四 次のいずれかに該当する者 二十一万二千四百円

イ 合計所得金額が二千万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号に定める保険料の額を課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）

十五 次のいずれかに該当する者 二十三万三千六百四十円

イ 合計所得金額が三千万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号に定める保険料の額を課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

十六 前各号のいずれにも該当しない者 二十五万四千八百八十円

2 前項第一号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和三年度から令和五年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、二万二千四百四十円とする。

3 前項の規定は、第一項第二号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和三年度から令和五年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「二万二千四百四十円」とあるのは、「三万五千四百円」と読み替えるものとする。

4 第二項の規定は、第一項第三号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令

和三年度から令和五年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第二項中「二万二千四百円」とあるのは、「四万九千五百六十円」と読み替えるものとする。

全部改正〔平成一五年条例一四号〕、一部改正〔平成一八年条例二九号・二一年一三号・二四年七号・二七年七号・二九年一四号・三〇年一八号・三五号・三一年四号・令和二年一六号・三年一二号〕

(普通徴収に係る納期)

**第五条** 普通徴収に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。

第一期 六月一日から同月三十日まで

第二期 七月一日から同月三十一日まで

第三期 八月一日から同月三十一日まで

第四期 九月一日から同月三十日まで

第五期 十月一日から同月三十一日まで

第六期 十一月一日から同月三十日まで

第七期 十二月一日から一月四日まで

第八期 一月一日から同月三十一日まで

第九期 二月一日から同月末日まで

第十期 三月一日から同月三十一日まで

2 前項の納期の末日（以下「納期限」という。）が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日等」という。）に該当するときは、その直後の休日等でない日を納期限とみなす。

3 第一項に規定する納期により難い第一号被保険者に係る納期は、江戸川区長（以下「区長」という。）が別に定めることができる。この場合において、区長は、当該第一号被保険者に対しその納期を通知しなければならない。

4 納期ごとの分割金額に十円未満の端数があるときは、その端数金額は全て最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

一部改正〔平成一五年条例一四号・二四年七号・三〇年一八号・令和二年一六号〕

(賦課期日後において第一号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

**第六条** 保険料の賦課期日後に第一号被保険者の資格を取得した場合における当該第一号被保険者に係る保険料の額の算定は、第一号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に第一号被保険者の資格を喪失した場合における当該第一号被保険者に係る保険料の額の算定は、第一号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもつて行う。
- 3 保険料の賦課期日後に令第三十九条第一項第一号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第二号ロ、第三号ロ、第四号ロ若しくは第五号ロの規定又は第四条第一項第六号ロ、第七号ロ、第八号ロ、第九号ロ、第十号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ、第十三号ロ、第十四号ロ若しくは第十五号ロに該当するに至った第一号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第一号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第三十九条第一項第一号から第五号までのいずれかに規定する者又は第四条第一項第六号から第十五号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。
- 4 前三項の規定により算定された当該年度における保険料の額に一円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

一部改正〔平成一五年条例一四号・一八年二九号・二四年七号・二七年七号・令和三年一二号〕

## 第七条及び第八条 削除

削除〔平成一五年条例一四号〕

(保険料の額の通知)

**第九条** 保険料の額が定まったときは、区長は、速やかに、これを第一号被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

(延滞金)

**第十条** 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第百三十二条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者（以下「保険料の納付義務者」という。）は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が二千円以上（千円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）であるときは当該金額につき江戸川区特別区税条例（昭和四十年一月江戸川区条例第六号）第八条に規定する割合（ただし、同条中「一月」とあるのは「三月」と読み替える。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときはその端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

一部改正〔平成二一年条例二四号・二五年四二号〕

(延滞金の減免)

**第十一条** 区長は、保険料の納付義務者が納期限までに保険料を納付しなかったことについて、やむを得ない理由があると認める場合においては、前条の規定による延滞金額を減免することができる。

(保険料の徴収猶予)

**第十二条** 区長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、保険料の納付義務者の申請によって、その納付することができないと認める金額を限度として、六箇月以内の期間を限って徴収猶予することができる。

- 一 第一号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- 二 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したこと等により、その者の収入が著しく減少したこと。
- 三 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- 四 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。
- 五 前各号に掲げる事項に類する理由があること。

2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、区長に提出しなければならない。

- 一 第一号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所
- 二 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
- 三 徴収猶予を必要とする理由

一部改正〔平成二四年条例七号〕

(保険料の減免)

**第十三条** 区長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。

- 一 第一号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- 二 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したこと等により、その者の収入が著しく減少したこと。
- 三 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- 四 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

2 前項各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める者に対し、保険料を減免することができる。

3 前二項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については、納期限前七日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については、特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の十五日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、区長に提出しなければならない。

- 一 第一号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所
- 二 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
- 三 減免を必要とする理由

4 第一項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を区長に申告しなければならない。

一部改正〔平成二四年条例七号〕

(保険料に関する申告)

**第十四条** 第一号被保険者は、毎年度五月三十一日まで（保険料の賦課期日後に第一号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から十五日以内）に、第一号被保険者本人の所得状



況並びに当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市町村民税の課税者の有無その他区長が必要と認める事項を記載した申告書を区長に提出しなければならない。

#### 第四章 雑則

(委任)

**第十五条** この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

#### 第五章 罰則

**第十六条** 区長は、第一号被保険者が法第十二条第一項本文の規定による届出をしないとき（同条第二項の規定により当該第一号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。）又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

**第十七条** 区長は、法第三十条第一項後段、法第三十一条第一項後段、法第三十三条の三第一項後段、法第三十四条第一項後段、法第三十五条第六項後段、法第六十六条第一項若しくは第二項又は法第六十八条第一項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し、十万円以下の過料を科する。

一部改正〔平成一八年条例二九号〕

**第十八条** 区長は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第二百二条第一項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の問題に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料を科する。

一部改正〔平成二九年条例二七号〕

**第十九条** 区長は、偽りその他不正の行為により保険料その他この法律の規定による徴収金（法第一百五十一条第一項に規定する納付金及び法第一百五十七条第一項に規定する延滞金を除く。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過料を科する。

**第二十条** 第十六条から前条までの過料の額は、情状により、区長が定める。

2 第十六条から前条までの過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して十日以上を経過した日とする。

一部改正〔平成三〇年条例一八号〕

#### 付 則

(施行期日)

**第一条** この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(平成十二年度及び平成十三年度における保険料率の特例)

**第二条** 平成十二年度における保険料率は、第四条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 令第三十八条第一項第一号に掲げる者 四千三百八十円
- 二 令第三十八条第一項第二号に掲げる者 六千五百七十円
- 三 令第三十八条第一項第三号に掲げる者 八千七百六十円
- 四 令第三十八条第一項第四号に掲げる者 一万九百五十円
- 五 令第三十八条第一項第五号に掲げる者 一万三千百四十円

2 平成十三年度における保険料率は、第四条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 令第三十八条第一項第一号に掲げる者 一万三千百四十円
- 二 令第三十八条第一項第二号に掲げる者 一万九千七百十円
- 三 令第三十八条第一項第三号に掲げる者 二万六千二百八十円
- 四 令第三十八条第一項第四号に掲げる者 三万二千八百五十円
- 五 令第三十八条第一項第五号に掲げる者 三万九千四百二十円

(平成十二年度及び平成十三年度における普通徴収に係る納期及び納期限)

**第三条** 平成十二年度の普通徴収に係る保険料の納期限は、第五条の規定を適用する場合においては、同条中「毎月末日」とあるのは「十月以後毎月末日」とする。

2 平成十二年度において第五条第三項の規定を適用する場合においては、同項中「別に定めることができる。」とあるのは「十月一日以後において別に定めることができる。」とする。

3 平成十三年度においては、十月から三月の納期に納付すべき保険料の額は、四月から九月の納期（第七条第一項の規定により保険料を賦課する場合については、当該賦課に係る納期を除く。）に納付すべき保険料の額に二を乗じて得た額とすることを基本とする。

(平成十二年度及び平成十三年度における賦課期日後に第一号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

**第四条** 保険料の賦課期日後に第一号被保険者の資格を取得又は喪失した場合における当該第一号被保険者に係る保険料の額は、第六条第一項及び第二項の規定にかかわらず、平成十二年度においては、平成十二年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料の額（次条において「平成十二年度通年保険料額」という。）を六で除して得た額に、平成十二年十月から平成十三年三月までの間において被保険者資格を有する月数（当該被保険者資格を取得した日が属する月を含み、当該被保険者資格を喪失した日が属する月を除く。以下この条において同じ。）を乗じて得

た額とし、平成十三年度においては、次の各号に掲げる額の合算額とする。

一 平成十三年度を通じて被保険者資格を有した場合の保険料額（以下「平成十三年度通年保険料額」という。）を十八で除して得た額に、平成十三年四月から同年九月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

二 平成十三年度通年保険料額を九で除して得た額に、平成十三年十月から平成十四年三月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

（平成十二年度及び平成十三年度における賦課期日後に被保険者の区分が変わった場合）

**第五条** 保険料の賦課期日後に令第三十八条第一項第一号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。以下この条において同じ。）、ロ及びハ、第二号ロ、第三号ロ又は第四号ロに該当するに至った第一号被保険者に係る保険料の額は、第六条第三項の規定にかかわらず、平成十二年度及び平成十三年度においては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 当該該当するに至った日が、平成十二年四月一日から同年十月三十一日までの間である場合  
該当するに至った令第三十八条第一項第一号から第四号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成十二年度通年保険料額

二 当該該当するに至った日が、平成十二年十一月一日から平成十三年三月三十一日までの間である場合  
令第三十八条第一項第一号イ、ロ及びハ、第二号ロ、第三号ロ又は第四号ロに該当しなかったとした場合の平成十二年度通年保険料額を六で除して得た額に平成十二年十月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第三十八条第一項第一号から第四号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成十二年度通年保険料額を六で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成十三年三月までの月数を乗じて得た額の合算額

三 当該該当するに至った日が、平成十三年四月一日から同年九月三十日までの間である場合  
令第三十八条第一項第一号イ、ロ及びハ、第二号ロ、第三号ロ又は第四号ロに該当しなかったとした場合の平成十三年度通年保険料額を十八で除して得た額に平成十三年四月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額、該当するに至った令第三十八条第一項第一号から第四号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成十三年度通年保険料額を十八で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成十三年九月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第三十八条第一項第一号から第四号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成十三年度通年保険料額に三分の二を乗じて得た額の合算

額

四 当該該当するに至った日が、平成十三年十月中である場合 令第三十八条第一項第一号イ、ロ及びハ、第二号ロ、第三号ロ又は第四号ロに該当しなかったとした場合の平成十三年年度通年保険料額を三で除して得た額並びに該当するに至った令第三十八条第一項第一号から第四号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成十三年年度通年保険料額に三分の二を乗じて得た額の合算額

五 当該該当するに至った日が、平成十三年十一月一日から平成十四年三月三十一日までの間である場合 令第三十八条第一項第一号イ、ロ及びハ、第二号ロ、第三号ロ又は第四号ロに該当しなかったとした場合の平成十三年年度通年保険料額を三で除して得た額、令第三十八条第一項第一号イ、ロ及びハ、第二号ロ、第三号ロ又は第四号ロに該当しなかったとした場合の平成十三年年度通年保険料額を九で除して得た額に平成十三年十月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第三十八条第一項第一号から第四号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成十三年年度通年保険料額を九で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成十四年三月までの月数を乗じて得た額の合算額

## 第六条 削除

削除〔平成一五年条例一四号〕

(延滞金の割合の特例)

**第七条** 当分の間、第十条第一項に規定する延滞金の割合は、同項の規定（「一月」を「三月」と読み替える部分を除く。）にかかわらず、江戸川区特別区税条例で適用される割合の例による。

全部改正〔平成二五年条例四二号〕

(関係条例の廃止)

**第八条** 江戸川区介護認定審査会の委員の定数等を定める条例（平成十一年七月江戸川区条例第三十二号）は、廃止する。

(令和三年度から令和五年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

**第九条** 第一号被保険者のうち、令和二年の合計所得金額に所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第一項に規定する給与所得又は同法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和三年度における保険料率の算定についての第四条第一項（第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ、第十二号イ、第十三号イ、第十四号イ及び第十五号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第六号イ中「租税特別措置

法」とあるのは、「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第一項に規定する給与所得及び同法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第二十八条第二項の規定によって計算した金額及び同法第三十五条第二項第一号の規定によって計算した金額の合計額から十万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和四年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和二年」とあるのは、「令和三年」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、令和五年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和二年」とあるのは、「令和四年」と読み替えるものとする。

追加〔令和三年条例一二号〕

付 則（平成一五年三月二五日条例第一四号）

（施行期日等）

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の江戸川区介護保険条例第四条及び第五条の規定は、平成十五年度分の保険料率から適用し、平成十四年度分以前の保険料率については、なお従前の例による。

付 則（平成一八年三月二九日条例第二九号）

## 改正

平成二〇年 三月条例第一四号

（施行期日）

**第一条** この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

**第二条** この条例による改正後の江戸川区介護保険条例第四条の規定は、平成十八年度分の保険料率から適用し、平成十七年度以前の年度分の保険料率については、なお従前の例による。

（平成十八年度から平成二十年度までの各年度における保険料率の特例）

**第三条** 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成十八年政令第二十八号。この条において「平成十八年介護保険等改正令」という。）附則第四条第一項第一号又は第二号のいずれかに該当する第一号被保険者の平成十八年度の保険料率は、第四条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 第四条第一項第四号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯

員が平成十八年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていないものとした場合、第四条第一項第一号に該当するもの 二万九千三百四円

二 第四条第一項第四号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十八年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第四条第一項第二号に該当するもの 三万二千四百十二円

三 第四条第一項第四号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十八年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第四条第一項第三号に該当するもの 三万六千八百五十二円

四 第四条第一項第五号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）附則第六条第二項の適用を受けるもの（以下この項において「第二項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成十八年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第四条第一項第一号に該当するもの 三万三千三百円

五 第四条第一項第五号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第二項経過措置対象者に限る。）が平成十八年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第四条第一項第二号に該当するもの 三万五千九百六十四円

六 第四条第一項第五号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第二項経過措置対象者に限る。）が平成十八年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第四条第一項第三号に該当するもの 四万四百四円

七 第四条第一項第五号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第二項経過措置対象者に限る。）が平成十八年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第四条第一項第四号に該当するもの 四万七千九百五十二円

2 平成十八年介護保険等改正令附則第四条第一項第三号又は第四号のいずれかに該当する第一号被保険者の平成十九年度の保険料率は、第四条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 第四条第一項第四号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第四条第一項第一号に該当するもの 三万六千八百五十二円

- 二 第四条第一項第四号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第四条第一項第二号に該当するもの 三万八千百八十四円
  - 三 第四条第一項第四号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第四条第一項第三号に該当するもの 四万四百四円
  - 四 第四条第一項第五号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律附則第六条第四項の適用を受けるもの（以下この項において「第四項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第四条第一項第一号に該当するもの 四万四千四百円
  - 五 第四条第一項第五号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第四項経過措置対象者に限る。）が平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第四条第一項第二号に該当するもの 四万五千七百三十二円
  - 六 第四条第一項第五号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第四項経過措置対象者に限る。）が平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第四条第一項第三号に該当するもの 四万七千九百五十二円
  - 七 第四条第一項第五号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第四項経過措置対象者に限る。）が平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第四条第一項第四号に該当するもの 五万五千五百四円
- 3 平成十八年介護保険等改正令附則第四条第一項第五号又は第六号のいずれかに該当する第一号被保険者の平成二十年度の保険料率は、第四条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
- 一 第四条第一項第四号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成二十年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第四条第一項第一号に該当するもの 三万六千八百五十二円
  - 二 第四条第一項第四号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成二十年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第四条第一項第二号に該当するもの 三万八千百八十四円
  - 三 第四条第一項第四号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯

員が平成二十年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第四条第一項第三号に該当するもの 四万四百四円

四 第四条第一項第五号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（平成十八年介護保険等改正令附則第四条第一項第五号に該当する者（以下この項において「第五号該当者」という。）に限る。）が平成二十年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第四条第一項第一号に該当するもの 四万四千四百円

五 第四条第一項第五号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第五号該当者に限る。）が平成二十年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第四条第一項第二号に該当するもの 四万五千七百三十二円

六 第四条第一項第五号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第五号該当者に限る。）が平成二十年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第四条第一項第三号に該当するもの 四万七千九百五十二円

七 第四条第一項第五号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第五号該当者に限る。）が平成二十年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第四条第一項第四号に該当するもの 五万五千五百四円

一部改正〔平成二〇年条例一四号〕

付 則（平成二〇年三月二八日条例第一四号）

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

付 則（平成二一年三月三十一日条例第一三号）

（施行期日）

**第一条** この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

**第二条** この条例による改正後の江戸川区介護保険条例第四条の規定は、平成二十一年度分の保険料率から適用し、平成二十年度以前の年度分の保険料率については、なお従前の例による。

（平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度における保険料率の特例）

**第三条** 次の各号に該当する第一号被保険者の平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度における保険料率は、第四条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。）附則第十一条第一項又は第二項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する者



三万八千八百四十四円

二 令第三十九条第一項第五号に該当する者であつて、合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいう。）が百二十五万円未満であるもの 四万九千九百四十四円

付 則（平成二十一年六月二五日条例第二四号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十二年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の江戸川区介護保険条例第十条の規定は、この条例の施行の日以後に納期限の到来する保険料に係る延滞金について適用し、同日前に納期限の到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。

付 則（平成二十四年三月三〇日条例第七号）

（施行期日）

**第一条** この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

**第二条** この条例による改正後の江戸川区介護保険条例（以下「新条例」という。）第四条の規定は、平成二十四年度分の保険料率から適用し、平成二十三年度以前の年度分の保険料率については、なお従前の例による。

（平成二十四年度から平成二十六年までの各年度における保険料率の特例）

**第三条** 次の各号に該当する第一号被保険者の平成二十四年度から平成二十六年までの各年度における保険料率は、第四条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。）附則第十六条第一項又は第二項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する者  
三万六千円

二 前号の場合における新条例第六条第三項の規定の適用については、同項中「第四号ロの規定」とあるのは「第四号ロの規定若しくは令附則第十六条第二項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定」と、「第四号までのいずれかに規定する者」とあるのは「第四号までのいずれかに規定する者若しくは令附則第十六条第二項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）に規定する第一号被保険者」と読み替えて適用するものとする。

三 令附則第十七条第一項又は第二項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）  
のいずれかに該当する者 五万四百円

四 前号の場合における新条例第六条第三項の規定の適用については、同項中「第四号ロの規定」とあるのは「第四号ロの規定若しくは令附則第十七条第二項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定」と、「第四号までのいずれかに規定する者」とあるのは「第四号までのいずれかに規定する者若しくは令附則第十七条第二項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）に規定する第一号被保険者」と読み替えて適用するものとする。

付 則（平成二五年一二月二〇日条例第四二号）

この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。

付 則（平成二七年三月二五日条例第七号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第四条に一項を加える改正規定は、江戸川区規則で定める日から施行する。（平成二十七年四月規則第三十八号で、同二十七年四月十五日から施行）

（経過措置）

2 この条例による改正後の江戸川区介護保険条例（以下「新条例」という。）第四条第一項の規定は、平成二十七年度分の保険料率から適用し、平成二十六年度以前の年度分の保険料率については、なお従前の例による。

3 新条例第四条第二項の規定は、平成二十七年度分の保険料率から適用し、平成二十六年度以前の年度分の保険料率については、適用しない。

付 則（平成二九年三月二九日条例第一四号）

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

付 則（平成二九年一〇月三〇日条例第二七号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則（平成三〇年三月二八日条例第一八号）

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第四条の規定は、平成三十年度分の保険料率から適用し、平成二十九年度以前の年度分の保険料率については、なお従前の例による。

付 則 (平成三〇年七月一〇日条例第三五号)

この条例は、平成三十年八月一日から施行する。

付 則 (平成三一年三月二九日条例第四号)

(施行期日)

- 1 この条例は、江戸川区規則で定める日から施行する。(平成三一年四月規則第六三号で、同三一年四月一五日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第四条の規定は、平成三十一年度分の保険料率から適用し、平成三十年度以前の年度分の保険料率については、なお従前の例による。

付 則 (令和二年三月三〇日条例第一六号)

(施行期日)

- 1 この条例は、江戸川区規則で定める日から施行する。(令和二年四月規則第五十四号で、同二年四月十五日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第四条の規定は、令和二年度分の保険料率から適用し、平成三十一年度以前の年度分の保険料率については、なお従前の例による。

付 則 (令和三年三月二五日条例第一二号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第四条の規定は、令和三年度分の保険料率から適用し、令和二年度以前の年度分の保険料率については、なお従前の例による。